Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



外国人労働者の雇用管理について

令和8年11月12日、13日
労働者派遣事業適正化研修会
岐阜労働局 職業安定部 職業対策課

Ministry of Health

本日の内容

１．外国人雇用状況届出について

２．外国人の在留資格について

３．働きやすい環境作りに向けて

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．外国人雇用状況届出について

Ministry of Health, Labour a

岐阜県内の外国人雇用事業所数及外国人労働者数の推移

（令和7年10月末現在）

●岐阜県では、外国人を雇用している事業所数は**6,094事業所。**届出が義務化された平成19年以降過去最高を更新

●岐阜県の外国人労働者は**47,534人**であり前年比で3,801人増加し、届出が義務化された平成19年以降過去最高を更新

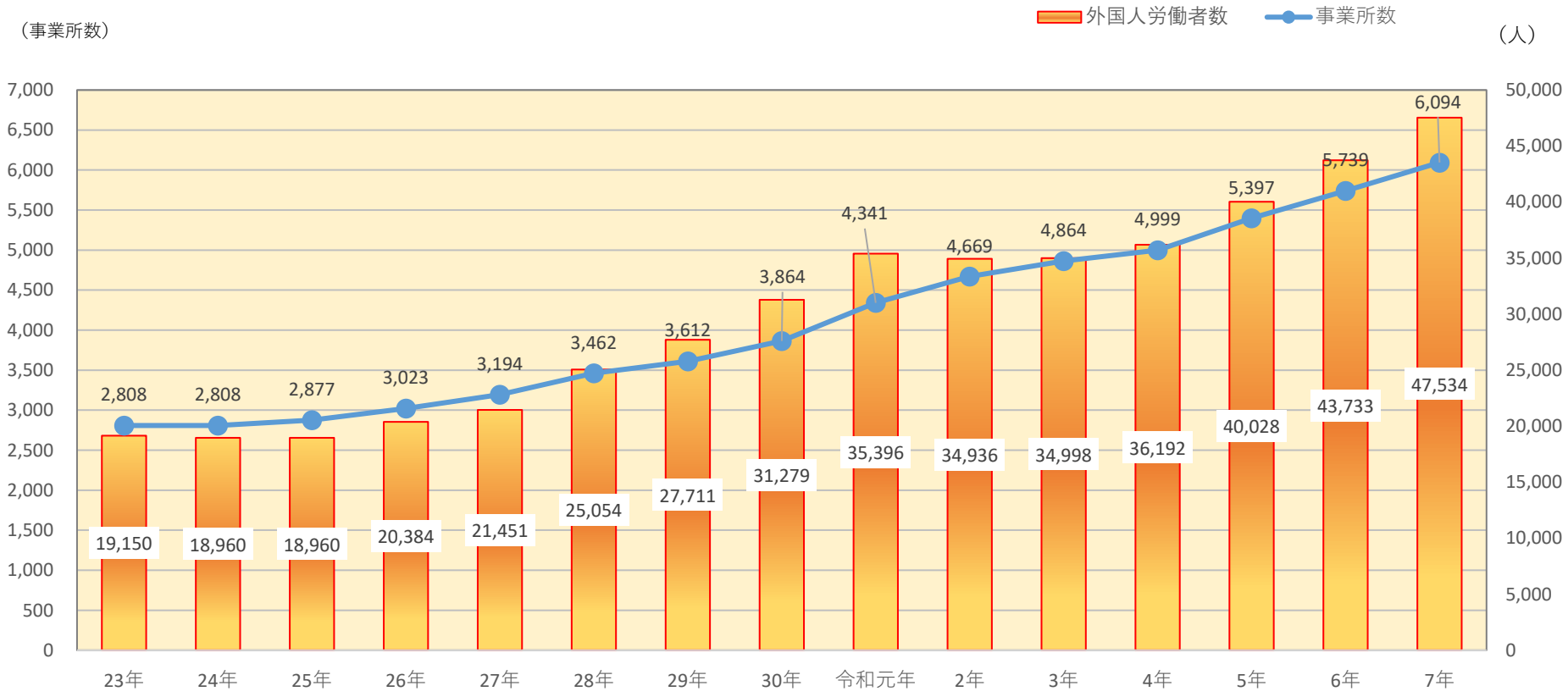

外国人雇用状況の届出①

ハローワークへの届出（雇入れ・離職時の届出）

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律【通称：労働施策総合推進法 】

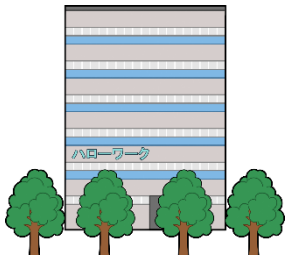

（外国人雇用状況の届出等）第２８条

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格（出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。次項において同じ。）、在留期間（同条第三項に規定する在留期間をいう。）その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

外国人雇用状況の届出②

雇用保険の被保険者となる場合（雇入れ時）

「雇用保険被保険者資格取得届」の様式（様式第２号）

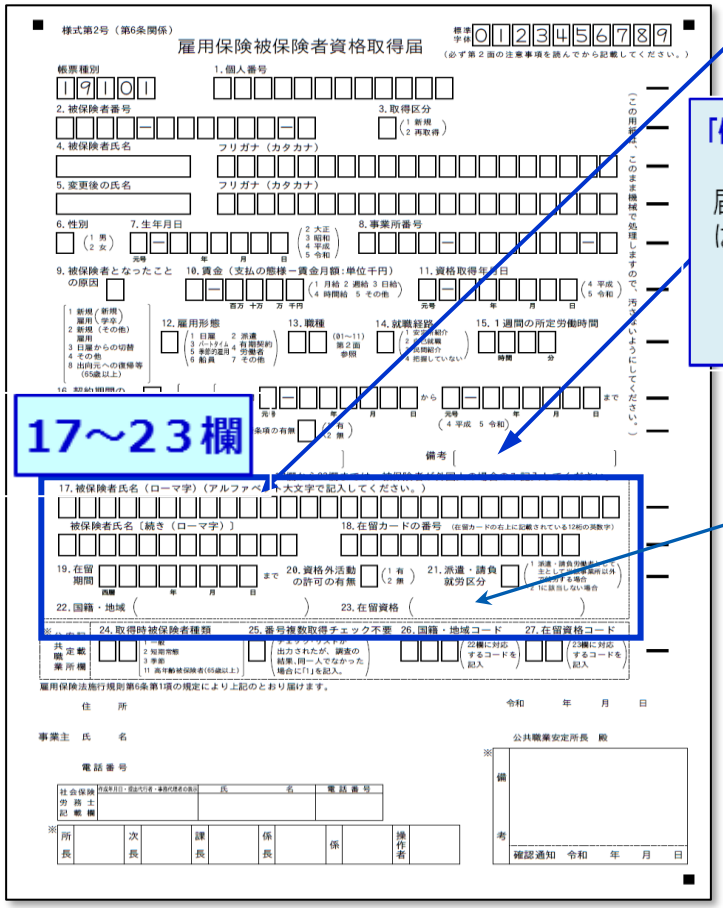

「17.被保険者氏名（ローマ字）」欄

届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「備考」欄

すでに電子届出により届出済みの場合、「雇用状況届出書（様式第3号）」によって届出済みの場合、又は在留資格変更申請中の場合に記入してください。

- 電子届出によって届出済
- 様式第3号によって届出済
- 在留資格変更申請中

「23.在留資格」欄

在留カードの「在留資格」又は旅券(パスポート）上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。

在留資格が「特定技能」又は「特定活動」の場合には、以下のいずれかを記入してください。

- ●特定技能１号（介護）
- ●特定技能１号（ビルクリーニング）
- ●特定技能１号（リネンサプライ）
- ●特定技能１号（素形材産業）
- ●特定技能１号（産業機械製造業）
- ●特定技能１号（電気・電子情報関連産業）
- ●特定技能１号（工業製品製造業）
- ●特定技能１号（建設）
- ●特定技能１号（造船・船用工業）
- ●特定技能１号（自動車整備）
- ●特定技能１号（航空）
- ●特定技能１号（宿泊）
- ●特定技能１号（自動車輸送業）
- ●特定技能１号（鉄道）
- ●特定技能１号（物流倉庫）
- ●特定技能１号（農業）
- ●特定技能１号（漁業）
- ●特定技能１号（飲食料品製造業）
- ●特定技能１号（外食業）
- ●特定技能１号（林業）
- ●特定技能１号（木材産業）
- ●特定技能１号（資源循環）
- ●特定技能２号（ビルクリーニング）
- ●特定技能２号（工業製品製造業）
- ●特定技能２号（建設）
- ●特定技能２号（造船・船用工業）
- ●特定技能２号（自動車整備）
- ●特定技能２号（航空）
- ●特定技能２号（宿泊）
- ●特定技能２号（農業）
- ●特定技能２号（漁業）
- ●特定技能２号（飲食料品製造業）
- ●特定技能２号（外食業）
- ●特定活動（技能実習生）
- ●特定活動（ワーキングホリデー）
- ●特定活動（EPA）
- ●特定活動（高度学術研究活動）
- ●特定活動（高度専門・技術活動）
- ●特定活動（高度経営・管理活動）
- ●特定活動（高度外国人材外国人の就労配偶者）
- ●特定活動（外国人調理師）
- ●特定活動（ハラール牛肉生産）
- ●特定活動（建設分野）
- ●特定活動（造船分野）
- ●特定活動（製造分野）
- ●特定活動（ 家事支援）
- ●特定活動（就職活動）
- ●特定活動（農業）
- ●特定活動（日系４世）
- ●特定活動（本邦大学卒業者）
- ●特定活動（就労可）
- ●特定活動（その他）

外国人雇用状況の届出③

雇用保険の被保険者となる場合（離職時）

「雇用保険被保険者資格喪失届」の様式（様式第４号）

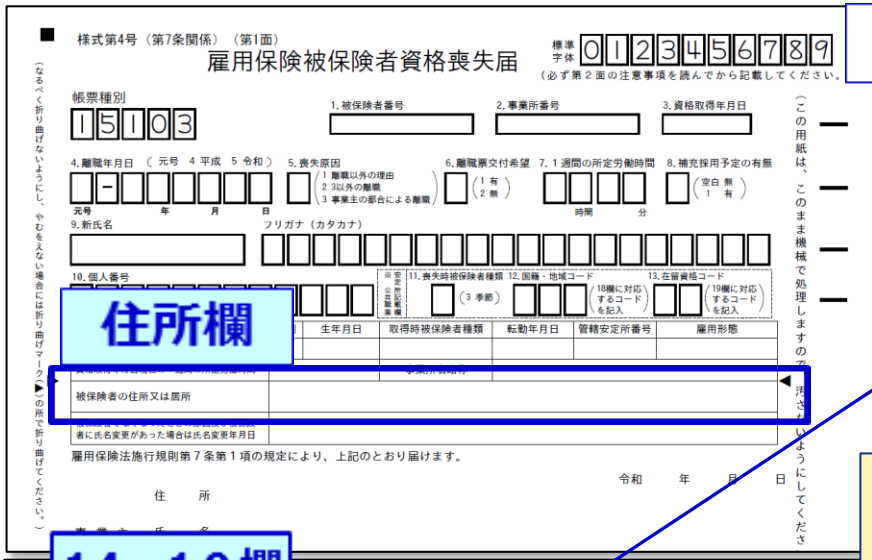

表　面

住所欄

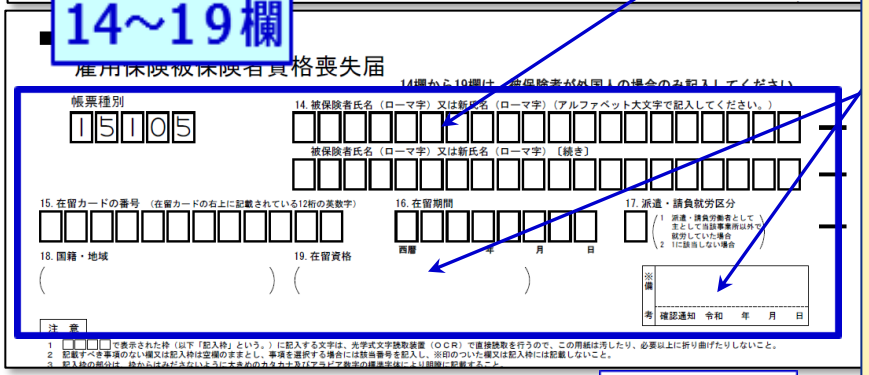

14～19欄

裏　面

「備考」欄
すでに電子届出によって届出済みの場合、在留資格変更申請中の場合に記入してください。
（・電子届出によって届出済
・在留資格変更申請中
など）

「14.被保険者氏名（ローマ字）」欄
届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「19.在留資格」欄
在留カードの「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。
在留資格が「特定技能」又は「特定活動」の場合には、以下のいずれかを記入してください。

- ●特定技能１号（介護）
- ●特定技能１号（ビルクリーニング）
- ●特定技能１号（リネンサプライ）
- ●特定技能１号（素形材産業）
- ●特定技能１号（産業機械製造業）
- ●特定技能１号（電気・電子情報関連産業）
- ●特定技能１号（工業製品製造業）
- ●特定技能１号（建設）
- ●特定技能１号（造船・船用工業）
- ●特定技能１号（自動車整備）
- ●特定技能１号（航空）
- ●特定技能１号（宿泊）
- ●特定技能１号（自動車輸送業）
- ●特定技能１号（鉄道）
- ●特定技能１号（物流倉庫）
- ●特定技能１号（農業）
- ●特定技能１号（漁業）
- ●特定技能１号（飲食料品製造業）
- ●特定技能１号（外食業）
- ●特定技能１号（林業）
- ●特定技能１号（木材産業）
- ●特定技能１号（資源循環）
- ●特定技能２号（ビルクリーニング）
- ●特定技能２号（工業製品製造業）
- ●特定技能２号（建設）
- ●特定技能２号（造船・船用工業）
- ●特定技能２号（自動車整備）
- ●特定技能２号（航空）
- ●特定技能２号（宿泊）
- ●特定技能２号（農業）
- ●特定技能２号（漁業）
- ●特定技能２号（飲食料品製造業）
- ●特定技能２号（外食業）
- ●特定活動（技能実習生）
- ●特定活動（ワーキングホリデー）
- ●特定活動（EPA）
- ●特定活動（高度学術研究活動）
- ●特定活動（高度専門・技術活動）
- ●特定活動（高度経営・管理活動）
- ●特定活動（高度外国人材外国人の就労配偶者）
- ●特定活動（外国人調理師）
- ●特定活動（ハラール牛肉生産）
- ●特定活動（建設分野）
- ●特定活動（造船分野）
- ●特定活動（製造分野）
- ●特定活動（家事支援）
- ●特定活動（就職活動）
- ●特定活動（農業）
- ●特定活動（日系４世）
- ●特定活動（本邦大学卒業者）
- ●特定活動（就労可）
- ●特定活動（その他）

外国人雇用状況の届出④

雇用保険の被保険者とならない場合

「外国人雇用状況届出書」の様式（様式第３号）

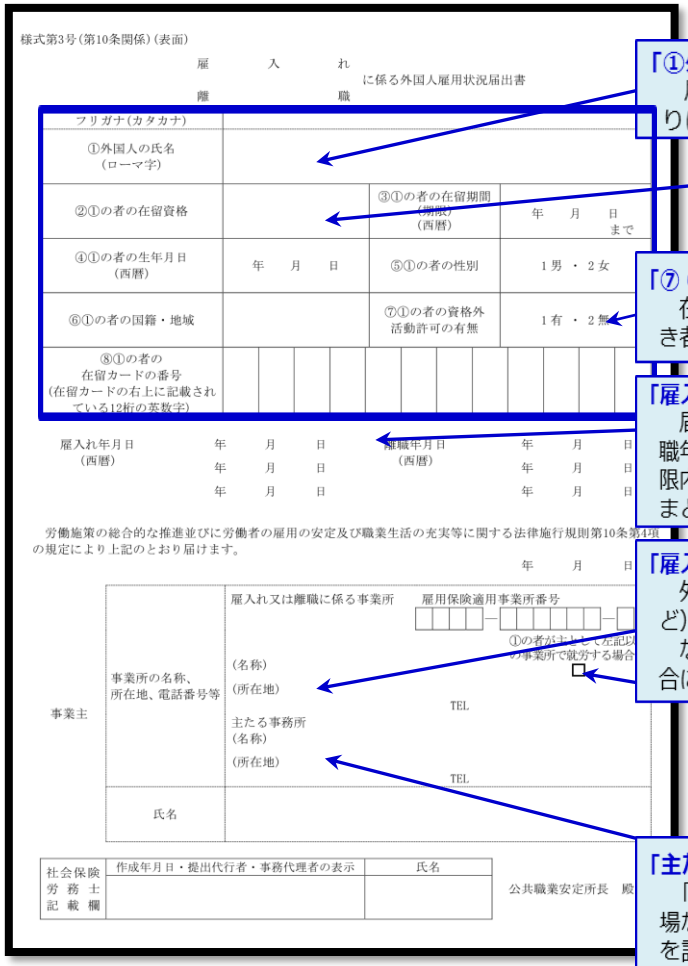
様式第3号（第10条関係）（表面）

雇入れ／離職に係る外国人雇用状況届出書

フリガナ（カタカナ）

①外国人の氏名（ローマ字）

②①の者の在留資格

③①の者の在留期間（期間）（西暦）　年　月　日まで

④①の者の生年月日（西暦）　年　月　日

⑤①の者の性別　1 男 ・ 2 女

⑥①の者の国籍・地域

⑦①の者の資格外活動許可の有無　1 有 ・ 2 無

⑧①の者の在留カードの番号（在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）

雇入れ年月日（西暦）　年　月　日

離職年月日（西暦）　年　月　日

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第4項の規定により上記のとおり届けます。

年　月　日

事業主

事業所の名称、所在地、電話番号等

雇入れ又は離職に係る事業所　雇用保険適用事業所番号

（名称）

（所在地）

TEL

主たる事務所（名称）

（所在地）

TEL

氏名

社会保険労務士記載欄

作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示

氏名

公共職業安定所長　殿

「①外国人の氏名（ローマ字）」欄
届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「⑦ ①の者の資格外活動許可の有無」欄
在留資格「留学」など資格外活動許可を受けるべき者である場合に記入してください。

「雇入れ年月日・離職年月日」欄
届出期限内に離職した場合は、雇入れ年月日と離職年月日の両方を記入してください。また、届出期限内に複数回にわたって雇入れ・離職した場合は、まとめて記入してください。

「雇入れ又は離職に係る事業所」欄
外国人が就労する事業所（支店、店舗、工場など）を記入してください。
なお、当該事業所が雇用保険適用事業所である場合には、適用事業所番号を記入してください。

「主たる事務所」欄
「雇入れ又は離職に係る事業所」が支店、店舗、工場などである場合には、本社や雇用保険適用事業所を記入してください。

「② ①の者の在留資格」欄
在留カードの「在留資格」又は旅券(パスポート）上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。
また、在留資格が「特定技能」又は「特定活動」の場合には以下のいずれかを記入してください。

- ●特定技能１号（介護）
- ●特定技能１号（ビルクリーニング）
- ●特定技能１号（リネンサプライ）
- ●特定技能１号（素形材産業）
- ●特定技能１号（産業機械製造業）
- ●特定技能１号（電気・電子情報関連産業）
- ●特定技能１号（工業製品製造業）
- ●特定技能１号（建設）
- ●特定技能１号（造船・船用工業）
- ●特定技能１号（自動車整備）
- ●特定技能１号（航空）
- ●特定技能１号（宿泊）
- ●特定技能１号（自動車輸送業）
- ●特定技能１号（鉄道）
- ●特定技能１号（物流倉庫）
- ●特定技能１号（農業）
- ●特定技能１号（漁業）
- ●特定技能１号（飲食料品製造業）
- ●特定技能１号（外食業）
- ●特定技能１号（林業）
- ●特定技能１号（木材産業）
- ●特定技能１号（資源循環）
- ●特定技能２号（ビルクリーニング）
- ●特定技能２号（工業製品製造業）
- ●特定技能２号（建設）
- ●特定技能２号（造船・船用工業）
- ●特定技能２号（自動車整備）
- ●特定技能２号（航空）
- ●特定技能２号（宿泊）
- ●特定技能２号（農業）
- ●特定技能２号（漁業）
- ●特定技能２号（飲食料品製造業）
- ●特定技能２号（外食業）
- ●特定活動（技能実習生）
- ●特定活動（ワーキングホリデー）
- ●特定活動（EPA）
- ●特定活動（高度学術研究活動）
- ●特定活動（高度専門・技術活動）
- ●特定活動（高度経営・管理活動）
- ●特定活動（高度外国人材外国人の就労配偶者）
- ●特定活動（外国人調理師）
- ●特定活動（ハラール牛肉生産）
- ●特定活動（建設分野）
- ●特定活動（造船分野）
- ●特定活動（製造分野）
- ●特定活動（家事支援）
- ●特定活動（就職活動）
- ●特定活動（農業）
- ●特定活動（日系４世）
- ●特定活動（本邦大学卒業者）
- ●特定活動（就労可）
- ●特定活動（その他）

派遣・請負労働者に係る届出の場合
派遣の場合、「雇入れ又は離職に係る事業所」欄には派遣先ではなく派遣元の事業所を記入し、□に✓を入れてください。
請負業者に雇用される労働者が、注文主の事業所等で就労する場合、「雇入れ又は離職に係る事業所」欄には請負業者の事業所を記入し、□に✓を入れてください。

外国人雇用状況の届出⑤

雇い入れ後、在留資格の変更があった場合

●届出方法

「在留資格の変更に係る外国人雇用状況届出書」に、該当箇所を記載して届出をお願いします。届出様式は、岐阜労働局のホームページ、又はハローワークの窓口にあります。

●届出先

雇用保険の被保険者

雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク

被保険者とならない外国人

外国人が勤務する事業所施設（支店、店舗、工場など）の住所を管轄するハローワーク

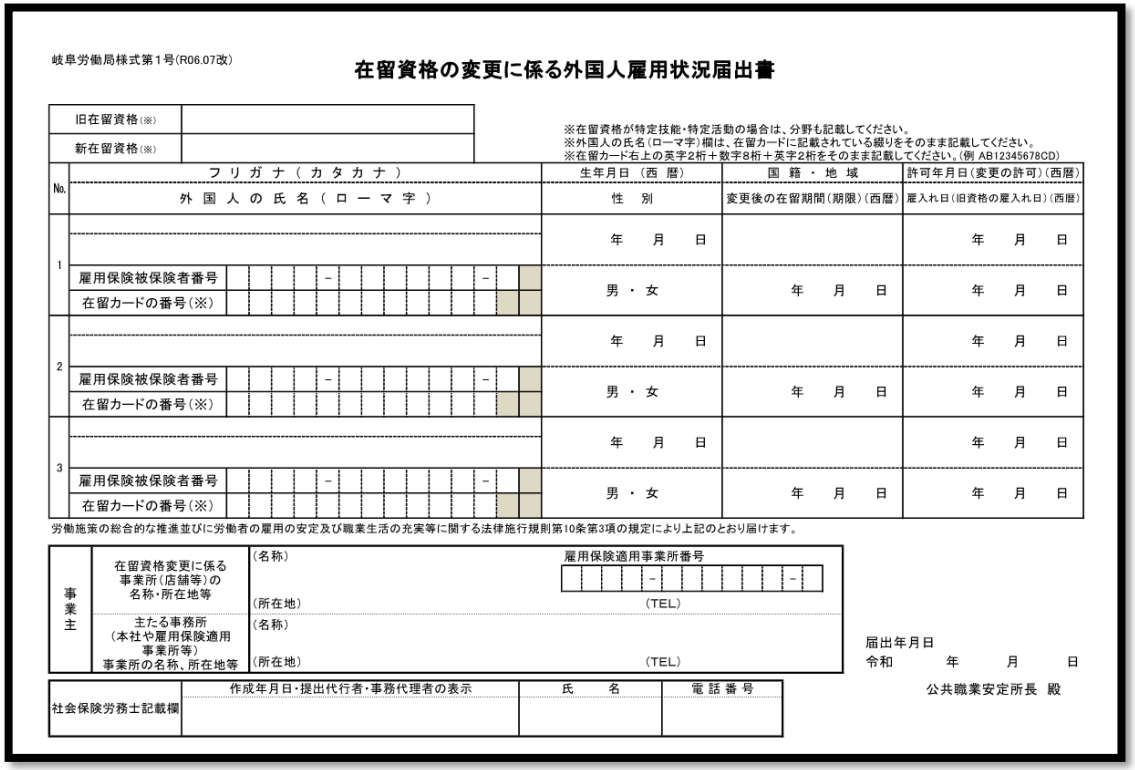

岐阜労働局様式第１号(R06.07改)

在留資格の変更に係る外国人雇用状況届出書

旧在留資格(※)	
新在留資格(※)	

※在留資格が特定技能・特定活動の場合は、分野も記載してください。
※外国人の氏名（ローマ字）欄は、在留カードに記載されている綴りをそのまま記載してください。
※在留カード右上の英字2桁＋数字8桁＋英字2桁をそのまま記載してください。(例 AB12345678CD)

No.	フリガナ（カタカナ） 外国人の氏名（ローマ字）	生年月日（西暦）	国籍・地域	許可年月日(変更の許可)(西暦)
		性別	変更後の在留期間(期限)(西暦)	雇入れ日(旧資格の雇入れ日)(西暦)
1		年 月 日		年 月 日
	雇用保険被保険者番号 － －	男・女	年 月 日	年 月 日
	在留カードの番号(※)			
2		年 月 日		年 月 日
	雇用保険被保険者番号 － －	男・女	年 月 日	年 月 日
	在留カードの番号(※)			
3		年 月 日		年 月 日
	雇用保険被保険者番号 － －	男・女	年 月 日	年 月 日
	在留カードの番号(※)			

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。

事業主		
	在留資格変更に係る事業所(店舗等)の名称・所在地等	(名称) 雇用保険適用事業所番号 － －
		(所在地) (TEL)
	主たる事務所（本社や雇用保険適用事業所等）事業所の名称、所在地等	(名称)
		(所在地) (TEL)

届出年月日
令和 年 月 日

公共職業安定所長 殿

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号

岐阜県で就労する外国人のカテゴリー（総数47,534人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

① 就労目的で在留が認められる者　11,626人

（いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」）

・ 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

② 特定活動　1,451人

（経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキング・ホリデー等が含まれる）

・ 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

③ 技能実習　15,727人

・ 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
・ 平成22年７月１日施行の改正入管法により、技能実習生は入国１年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与される。
・ 令和６年6月に公布された改正入管法及び「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」（育成就労法）に基づき、発展的に解消し、新たに育成就労制度が創設（令和９年４月１日施行）。

④ 資格外活動（留学生のアルバイト等）　2,699人

・ 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(１週28時間以内等)で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。

⑤ 身分に基づき在留する者　16,031人

（「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」(主に日系人)が含まれる）

・ 在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教 授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医 療	医師、歯科医師、看護師
研 究	政府関係機関や私企業等の研究者
教 育	中学校・高等学校等の語学教師等
技 術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等【4,702人（40.4%）】
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介 護	介護福祉士
技 能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者【5,877人（50.6%）】

（注） 介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

※詳細は、出入国在留管理庁のHP（https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri01_00006.html）をご確認ください。

※ 岐阜県外国人雇用状況の届出状況（令和７年10月末時点）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）。なお、特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者は対象外である。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

２．外国人の在留資格について

在留資格について

就労が認められている

就労活動制限あり （専門的･技術的分野）

外交	教授	教育
公用	法律・会計業務	宗教
経営・管理	報道	医療
技能	研究	企業内転勤
芸術	興行	介護
高度専門職	技術・人文知識・国際業務	

就労活動制限なし（身分にもとづく者）

永住者	永住者の配偶者等
定住者	日本人の配偶者等



特定技能1号・2号　特定産業分野　1号は16分野、2号は11分野

技能実習　技能実習生

特定活動　就労の可否は指定される活動によるもの

就労が認められていない

「資格外活動許可」により一定の範囲内で就労が認められる。
「短期滞在」の場合は、原則として就労は認められない。

短期滞在	研修	文化活動	留学	家族滞在

「技術・人文知識・国際業務」と「特定技能」

技術・人文知識・国際業務（通称：技人国）

- 業務に関連する大学卒業または専門学校卒業　または、一定期間の実務経験
- 日本人と同等以上の報酬
- 学歴・職歴と業務内容に関連性があること
- 単純労働は禁止。

区分	できる業務（例）	できない業務・単純作業（例）	備考
営業	海外営業、法人営業、マーケティング、市場調査	商品の陳列、レジ打ち、配達、倉庫作業	専門知識を活用する業務が中心であること
経理・財務	決算処理、財務分析、予算管理	単純データ入力のみ、書類運搬	経理知識を要すること
人事・総務	採用企画、人材管理、制度設計	コピー取りのみ、郵便仕分けのみ	人文知識が必要な業務
企画・マーケティング	商品企画、販促企画、顧客分析	チラシ配布のみ、商品補充	企画立案が主業務
通訳・翻訳	通訳、翻訳、多言語顧客対応	単純接客のみ	語学力・文化理解を活用
ホテル	外国人対応、予約管理、海外向け広報	客室清掃、ベッドメイク、荷物運搬のみ	国際業務が中心であること
飲食業	海外向け販促企画、多言語メニュー開発	ホール接客、調理補助、食器洗浄	単純労働中心は不可
IT・技術	システム開発、設計、保守管理	単純な組立作業、ライン作業	専門技術を要する業務

特定技能１号、２号

- 「指定書」に記載された特定の雇用契約・分野・業務内容のみの就労が可能。
- 原則、直接雇用のみ。

  特例で派遣就労が可能な分野があります。詳しくは出入国在留管理局へお問い合わせください。

「在留カード」について①

確認のための書類（見本）

在留カード例（表面）　　（裏面）





令和８年６月14日交付分からの在留カード例(表面)



※1 上陸許可証印



※2 指定書



※3 資格外活動許可書



※4 資格外活動許可証印



特定在留カード例（表面）



令和８年６月14日から、在留カードとマイナンバーカードがひとつになった**「特定在留カード」**の運用が開始されました。

「在留カード」について②

在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や在留資格の変更、在留期間の更新などの在留に関する許可に伴って交付されるものです。

在留カード等
番号失効情報照会

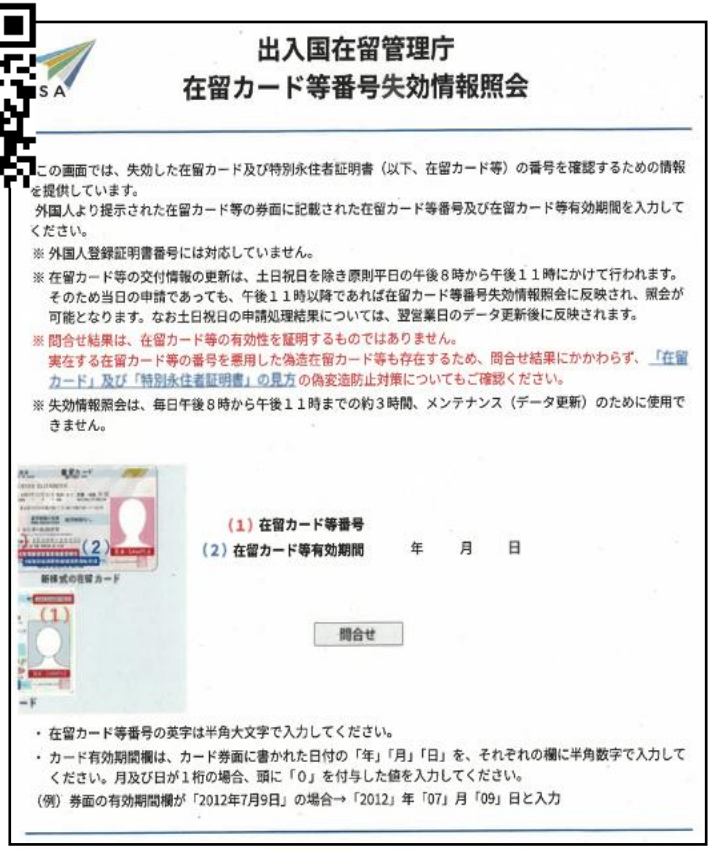

出入国在留管理庁
在留カード等番号失効情報照会

この画面では、失効した在留カード及び特別永住者証明書（以下、在留カード等）の番号を確認するための情報を提供しています。
外国人より提示された在留カード等の券面に記載された在留カード等番号及び在留カード等有効期間を入力してください。

※ 外国人登録証明書番号には対応していません。

※ 在留カード等の交付情報の更新は、土日祝日を除き原則平日の午後８時から午後１１時にかけて行われます。そのため当日の申請であっても、午後１１時以降であれば在留カード等番号失効情報照会に反映され、照会が可能となります。なお土日祝日の申請処理結果については、翌営業日のデータ更新後に反映されます。

※ 問合せ結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。
実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため、問合せ結果にかかわらず、「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方の偽変造防止対策についてもご確認ください。

※ 失効情報照会は、毎日午後８時から午後１１時までの約３時間、メンテナンス（データ更新）のために使用できません。

（1）在留カード等番号
（2）在留カード等有効期間　　年　　月　　日

問合せ

・在留カード等番号の英字は半角大文字で入力してください。
・カード有効期間欄は、カード券面に書かれた日付の「年」「月」「日」を、それぞれの欄に半角数字で入力してください。月及び日が１桁の場合、頭に「０」を付与した値を入力してください。
（例）券面の有効期間欄が「2012年7月9日」の場合→「2012」年「07」月「09」日と入力

在留カード等
読取アプリケーション



法令遵守について

就労が認められていない外国人を働かせたり、在留資格の範囲外の業務（許可されていない単純労働など）に従事させたり、在留期限を過ぎて働かせたりした場合、それは**「不法就労」**となります。

入管法第73条の2に基づき、不法就労させた事業主には**「不法就労助長罪」**が適用されます。この罰則は、**３年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金**が科せられます。ただし、**令和９年４月１日付けで、改正法が施行**され、**５年以下の拘禁刑または500万円以下の罰金**が適用となります。

派遣の場合、雇用主は派遣元ですが、指揮命令を行う**派遣先企業も同様に責任を問われる**ことがあります。

外国人労働者に対しても、日本人と同様に労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令が適用されます。
労働条件通知書等で賃金、労働時間、
社会保険の加入有無などの労働条件を明示し、
適切に雇用管理を行うことが義務付けられています。



Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

３．働きやすい環境作りに向けて

外国人雇用管理アドバイザーについて

相談は**無料**です！

●概要

外国人を雇用する企業の方が抱える、外国人の「職業生活上の悩み」や「雇用管理上の課題」などの相談ができます。

社会保険労務士や中小企業診断士など経験と知識が深い方がアドバイザーに就いています。

●利用方法

・事業所管轄のハローワークで、外国人雇用管理アドバイザーへの相談申込みをしてください。

・外国人雇用管理アドバイザーが企業を訪問し、
相談させていただきます。

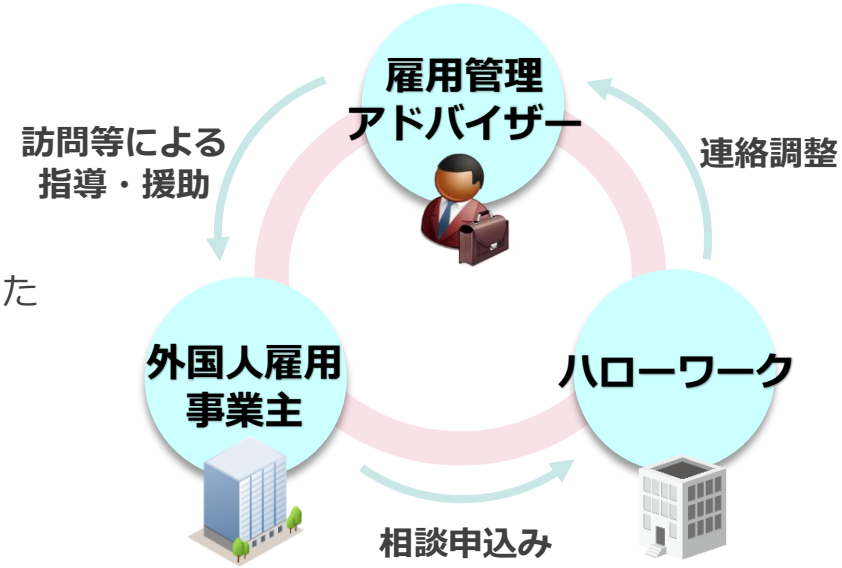

●相談事例

・外国人労働者を雇用する場合、どのような点を考慮したらよいか。

・労働契約、職務配置、福利厚生、退職・解雇時の注意点　等

外国人労働者の雇用労務責任者の選任

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」において、外国人労働者を常時１０人以上雇用するときは、指針に定める雇用管理の改善等に関する事項等を管理させるため、人事課長等を雇用労務責任者として選任することと定めています。

1. 雇用管理
- 在留資格と従事する業務内容が適合しているか確認する
- 在留期限の管理を行う
- 外国人雇用状況届出を適正に行う
- 雇用契約や労働条件を分かりやすく説明する

2. 労務管理
- 賃金、労働時間、休日などが労働関係法令に適合しているか確認する
- 社会保険・雇用保険の加入手続きを行う
- 労働災害防止や安全衛生教育を実施する

3. 生活支援・職場定着支援
- 日本での生活に関する相談対応
- 職場内のコミュニケーション支援
- 日本語学習や技能向上支援
- トラブル発生時の相談窓口

など

雇用労務責任者の選任の届出用紙はありません。

厚生労働省では、雇用労務責任者講習のオンライン講習を行っています。

受講料は無料です。

日程などの詳細については、こちら　→

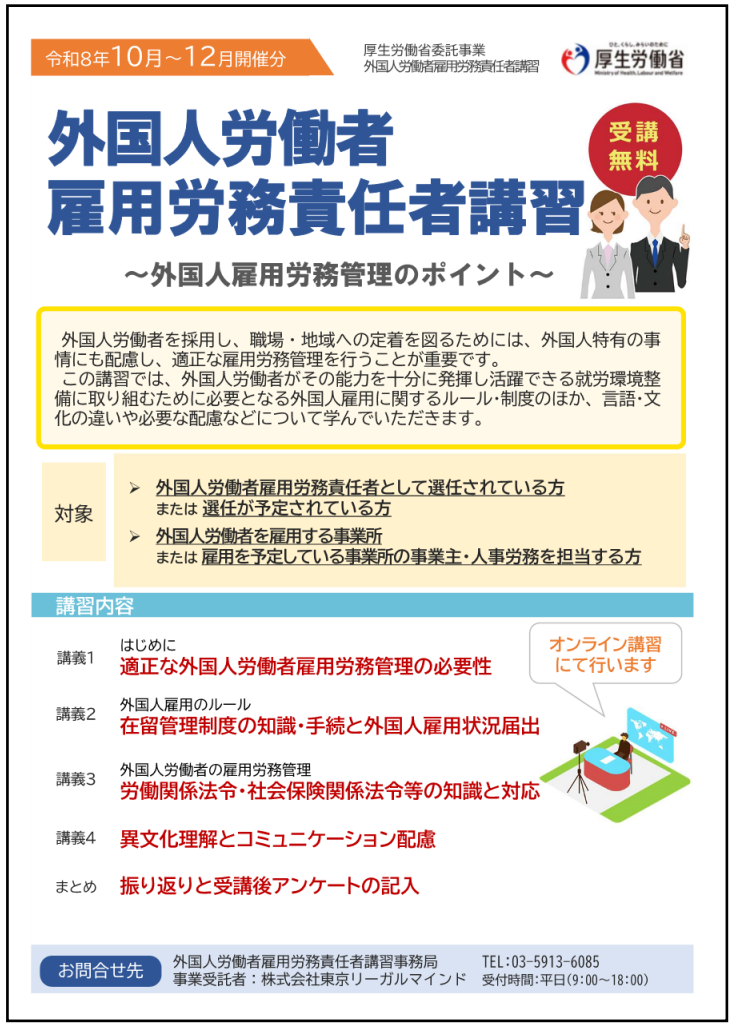

外国人労働者とのコミュニケーション

外国人材の定着には、日本語能力だけでなく職場でのコミュニケーションが重要です。やさしい日本語を使い、相手の理解を確認しながら対話することで、ミスやトラブルを防ぎ、安心して働ける職場づくりにつながります。





やさしい日本語を使うと、
- 仕事の指示が伝わりやすい
- ミスや事故が減る
- 外国人が安心して働ける
- 職場への定着につながる

という効果もあります。

- オンライン講習
- 受講料無料

申し込み等はこちら
↓

20

日本語教育アプリ「げんばのにほんご」（外国人技能実習機構）

専門用語が多い職場の「にほんご」は、外国人労働者には難しく、理解しづらいことがあります。

外国人労働者が職場で安全に、安心して働くために必要な仕事の言葉を学ぶ取組です。業界特有の用語や作業指示、安全に関する言葉を分かりやすく伝えることで、労働災害の防止や定着促進につながります。

技能実習生の適切な技能習得に必要な日本語の学習を目的とした、外国人技能実習機構が開発したアプリです。

実際の実習現場で使用する語彙や会話の表現を中心に学習することができます。

アプリのインストールおよび利用は無料です。

詳細はこちら　→



出典：「日本語教育アプリ「げんばのにほんご」をご活用ください」（外国人技能実習機構）

外国人の雇用に関する参考情報

外国人労働者向けモデル労働条件通知書、労働条件ハンドブック 厚生労働省 労働基準 リーフレット		外国人労働者の人事・労務に関する３つの支援ツール 厚生労働省　外国人　人事・労務	
外国語版モデル就業規則 厚生労働省 労働基準 リーフレット		高度外国人材活用のための実践マニュアル 厚生労働省　高度外国人材	
外国人生活支援ポータルサイト、生活・就労ガイドブック 外国人　生活支援		人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース） 厚生労働省　外国人　助成金	